



※事務局は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(1)総務委員会(2)広報委員会(10)渉外委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※ブロック大会実行会議は（一社）小牧青年会議所運営規定第6条第7条(6)指導力開発委員会(7)社会開発委員会(8)青少年開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※会員拡大委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(3)会員開発委員会(4)会員交流委員会の職務分掌及びその政策に関すること